　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の運転業務

２　契約期間　令和６年　 月 日から令和６年　 月 日まで （　　 日間）

３　契約金額(税込)　　　　　　　　　 　円（１日あたり　　　 　円×　　　　日間）

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和６年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名